

「核軍縮の実質的進展のための賢人会議」に対する日本の市民社会からの提言

2019年3月15日

核兵器廃絶日本NGO連絡会

1. はじめに

2017年11月の広島、2018年11月の長崎会合において、市民社会からの意見表明の機会をくださったことに対して御礼申し上げます。これらを踏まえ、核兵器廃絶に取り組む日本のNGOコミュニティを代表して、賢人会議の提言書に対する意見を申し述べます。

2018年3月に発表された賢人会議の提言書(以下、「提言」と略)には、「効果的な核軍縮への橋渡しー2020年NPT運用検討会議のための提言ー」との副題が付されています。そして、そのNPT再検討会議に向けた最後の準備委員会が、来る4月末よりニューヨークの国連本部で開催されます。そこで原爆被害体験を有する国の市民社会の立場から、賢人会議の皆さんのさらなる議論に役立てていただくべく、以下の通り意見を述べます。

2. 賢人会議の提言に対する評価

「提言」は、以下の諸点において、今後の建設的な議論の手がかりになるものであり、評価できます。

- ①「核兵器廃絶」を目指す前提に立っていること(パラ6、11、18、25、28)、
- ②核抑止は少なくとも「長期的な国際安全保障にとり危険なもの」であるとの認識に立っていること(パラ25)、
- ③「核戦争に勝者は無い」との認識に立っていること(パラ26)、
- ④「人間の安全保障」への言及があること、(パラ28)、
- ⑤「国家存立に関わる究極的な状況において」の核使用に関する論点設定をしていること(パラ28)

3. 市民社会からの提言

【①「核兵器廃絶」について】

「提言」は、「核軍縮における2つの潮流の対立がより先鋭になった結果、異なる立場の国々が重要な事項について有意義なやり取りができなくなっている」との認識に立っています(パラ1)。この対立する両者の橋渡しをめざすならば、対話をする姿勢をもつことはもちろん、前提となる事実を共有することが不可欠です。

しかし、核抑止力に依存する諸国は、国連総会決議をめぐる言動にもみられるように、核兵器禁止条約が成立したという事実にはさへ言及しようとしません。

核兵器禁止条約は、核兵器の残虐性と非人道性に着目して、国際人道法の原則を適用した条約です。武力行使の手段は無制限ではないという国際人道法の基本的な考え方は、今日、核保

有国も含めて普遍的に受容されています。

事実、世界の8割近くの国々が、核兵器禁止条約の禁止事項に沿った安全保障政策を実施している状況にあります¹。また、同条約の署名国は既に70カ国に達しています。未発効条約でも署名国には条約の趣旨・目的を失わせてはならない義務が生じることから、国際社会の3分の1以上の国は既に核兵器の全面禁止という規範によって法的に拘束されているといえます。

このように、核兵器の非人道性に関する国際的な規範が形成され拡大されてきたこと、そして核兵器禁止条約がその流れの中に存在するという事は、歴史的な事実です。賢人会議は、この事実が諸国間の対話の出発点に位置づけられなければならないということを、明確に発信すべきです。それと同時に、2020年のNPT再検討会議に対して、核兵器使用の壊滅的な人道上的帰結への深い懸念に基づき核兵器禁止条約が成立したという事実を認めるべきであると提言すべきです。

とりわけこの賢人会議は、戦争被爆国・日本が主催する会議です。1945年の原爆投下によって、数十万の人々の命が一瞬にして奪われました。この非人間的で悲惨な現実を背負って被爆者が核兵器廃絶を世界に訴えてきた事実を真摯に受け止めようと、国際社会に発信していただきたいと思えます。

さらに、「核兵器のない世界」の追求は、現在世代のみならず将来世代の利益でもあります。そして私たちには、将来世代に「核兵器のない世界」を受け渡す共通の責任があります。人類の生存と将来世代に対する共通の責任の自覚こそ、対立する両者が礼節をもちつつ誠実に対話するために不可欠な姿勢であると考えます。

賢人会議は、すべての国がこのような共通の責任の自覚に立って協力する必要があることを強調すべきです。

【②「核抑止」について】

長崎における意見交換会でも述べましたように、核抑止に依存する安全保障は、極めて危険なものと考えます。「提言」が、核抑止は「長期的な国際安全保障にとり危険なもの」であって「全ての国はより良い長期的な解決策を模索せねばならない」と指摘した点(パラ 25)を私たちは評価します。しかし、核抑止は短期的にも危険なものであることを、私たちは強調しなければなりません。

核抑止は、核兵器の存在とその使用を前提とするものです。核兵器をめぐる誤認、盗難、事故の可能性を考えれば、核兵器が存在すること自体に高い危険性が存在することを、賢人会議は認識し警告すべきです。このような論点は、核抑止を支持する者とそうでない者との建設的に議論するために、大いに役立つものと考えます。

【③「核戦争」について】

「核戦争に勝者は無く、戦われてはならない」という言葉は、私たちの観点からすれば、核兵器を廃絶しなければならない重要な論拠です。しかし、核抑止論を支持する立場からは「だから核兵器を持つ」という論理にもなりえます。しかし、上述のように核兵器が存在すること自体が危険であり、偶発的な核戦争勃発のリスクは無視できません。今日のインドとパキスタンの情勢は、そのこと

¹Norwegian People's Aid, "Nuclear Weapons Ban Monitor 2018," pp. 6.

http://www.icanw.org/wp-content/uploads/2018/10/Nuclear-Weapons-Ban-Monitor_WEB_NEW.pdf

を改めて示しています。

米国によるイラン合意からの離脱や、核態勢見直し(NPR)に基づく小型核兵器の開発、米国の中距離核戦力(INF)全廃条約からの離脱宣言とロシアの対応は、新たな核軍拡競争の現実味を高めています。核軍拡競争が核戦争の脅威を高めることは明らかです。

核戦争を回避するためにも核軍縮が不可欠なのであり、その意味で、核軍縮は確かな安全保障政策であることを、賢人会議は報告書の中で明確に述べるべきです。

【④「人間の安全保障」について】

「提言」は、「国際の平和と安全を保持しながら『核兵器のない世界』を実現していくにあたって、人間の安全保障を担保する」(パラ 28)ことをあげています。核軍縮を議論するにあたって、人間の安全保障に言及していることを私たちは評価します。被爆者たちは、自身の凄惨な体験から、仮に自国が核攻撃を受けたとしても相手国に対して核兵器による反撃を求めないと訴えています。核兵器は人間を標的にした兵器であり、核兵器によってもたらされるのは人道上の破滅だからです。

人間の安全保障は、国家の安全保障と相反する概念ではありません。核兵器が使われたら、国も人間も破壊されてしまうのです。それどころか、地球文明すら破壊されてしまう恐れがあります。そのことは、2013～14年に3回にわたってわたって開催された核兵器の人道上の影響に関する国際会議で多くの科学者らによって確認されてきた事実です。

そもそも最大の安全保障は、戦争を起ささないことであるはずで、核戦争の準備態勢を維持し強化することが安全保障であるというのは、逆立ちした議論であり、脆弱であり、持続可能ではありません。国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)に沿って、戦争の予防に軸足を置いた安全保障政策への転換を諸国に促す必要があります。

賢人会議は、核兵器の非人道性、人間の安全保障そしてSDGsに適う安全保障というコンセプトを提示すべきです。

【⑤「国家自衛と核兵器」について】

「提言」は、自衛権に関する問題として、「国家存立に関わる究極的な状況において」国際法上許容される核兵器の使用があり得るのかが、議論すべき「困難な問題」の一つだと指摘しています(パラ 28)。

この問題については、核兵器禁止条約を推進してきた多数の国々や赤十字、世界のNGOは、国際人道法に合致した核兵器の使用はあり得ないという明確な結論に至っているということをまず指摘しなければなりません。

その上で、賢人会議が、そのような結論に反対する諸国も含めてこの問題に関する対話の場を改めて設けることを提言するのであれば、私たちはそれを支持します。しかしそのような対話は、これまで積み重ねられてきた国際人道法を含む国際法の解釈のうえでなされなければなりません。そして、核兵器の人道上の影響に関する国際会議や科学的研究の数多くの成果のうえになされなければなりません。さらに、「提言」が示しているように、民間人、非戦闘員また環境の保護という観点を踏まえる必要があります。また、核兵器が使用された状況下での救援の可能性についても現実的な検討が加えられなければなりません。

グローバル化する今日の国際社会は、経済、社会、環境、通信技術などあらゆる観点で国境を越えた相互依存を深めています。「国家存立に関わる究極的な状況」を論ずるとき、そのような今日の世界の中で存亡が問われる「国家」とは何かについて冷静な検討をしなければなりません。世界の安全保障と国家の安全保障は、密接不可分になっています。

【ジェンダーと軍縮】

長崎における意見交換会でも述べたように、核軍縮にジェンダーの視点を取り入れ核軍縮プロセスにおける女性の参加拡大を促すことは、きわめて重要なテーマです。このことについて近年、国際的な議論や NGO コミュニティにおける取り組みが進んでいます。賢人会議でも、この点について議論し、具体的な目標を設定した形で提言に盛り込んでいただきたいと思います。一例として、女性リーダー育成に重点を置いた核軍縮教育の事業を、数値目標をもつ形で普及させるということができるとでしょう。

4. おわりに

賢人会議が、異なるバックグラウンドや立場の委員間で、困難な議論を積み重ねてこられたことに、深い敬意を表します。広島と長崎という被爆地で、核兵器の直接の被害者の声を聞きながら進められてきたというユニークさを生かし、このような非人道的な苦しみを決して繰り返さないという強いメッセージをもった最終成果物を出されることを期待しています。同時に、その提言が、日本をはじめ各国政府にどれだけ実行されているかを検証していくメカニズムについても検討し提示していただきたいと思います。

以上

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

共同世話人

大久保賢一(日本反核法律家協会事務局長)

川崎哲(ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員)

田中熙巳(日本原水爆被害者団体協議会代表委員)

森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表)